

# 河川法の規定により一級河川の 指定を変更する件について

---

水管理・国土保全局

水 政 課

令和7年5月21日

# 河川の管理区分について

**一級河川** ※ 河川管理者は、国土交通大臣  
国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川。国土交通大臣が指定。

**指定区間外（直轄管理区間）**（国土交通大臣管理）  
一級河川の中でも重要度の高い区間。

**指定区間**（一部の管理事務を都道府県知事又は政令指定都市の長が行う。）  
国土交通大臣が指定。

**二級河川** ※ 河川管理者は、都道府県知事又は政令指定都市の長  
一級水系以外の公共の利害に重要な関係のある水系に係る河川。都道府県知事が指定。

**準用河川**（市町村長管理）  
一級河川及び二級河川以外の河川から市町村長が指定。河川法が準用される。

**普通河川**（市町村長管理）  
一級河川、二級河川及び準用河川以外の河川で、河川法の適用を受けない公共物として管理。

# 一級河川指定等の根拠条文

## 河川法(抄)

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で国土交通大臣が指定したものをいう。

- 2 国土交通大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 4 前二項の規定により関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

## (参考) 一級河川の指定にあたっての考え方

一級河川とは、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定している。

具体的には、次の1～4のようなものを指定をしている。

- 1 河川のはん濫によりその流域の市街地等に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、整備の必要がある区間
- 2 当該水系の河川の流水、水質等に影響を与えるおそれのある貯留、取水等が行われる区間
- 3 整備又は保全が必要な貴重な自然環境、優れた景観等がある区間
- 4 河川の管理に必要なダムその他の河川管理施設が存する区間及び当該区間と一体として管理を行う必要がある区間

※1 既に指定済みの区間において、流路の変更、一体として管理する区間の変更等の事情がある場合には、上下流端の変更等を行っている。

平成24年10月30日開催  
河川分科会資料より

※2 河川の名称変更は、地元自治体から要望があって、変更後の名称に係る歴史的根拠や地域の合意形成の状況等が確認された場合に行っている。

令和2年6月30日開催  
河川分科会資料より

# 一級河川指定等(案)の全国位置図



今回の一級河川指定等(案)  
変更(2水系) 2河川 0.4km

## ①九頭竜川水系吉野瀬川

### 河川指定等の概要

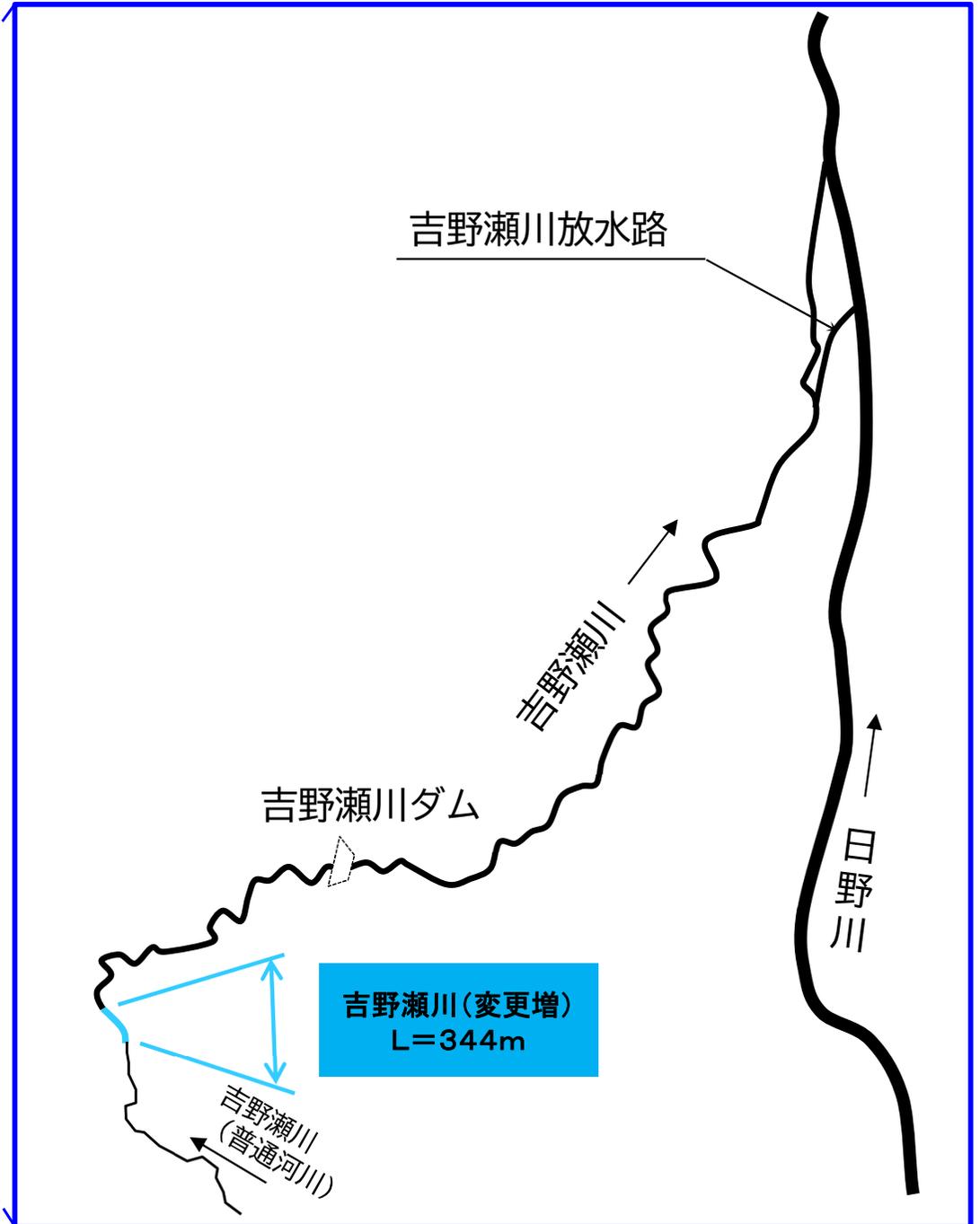
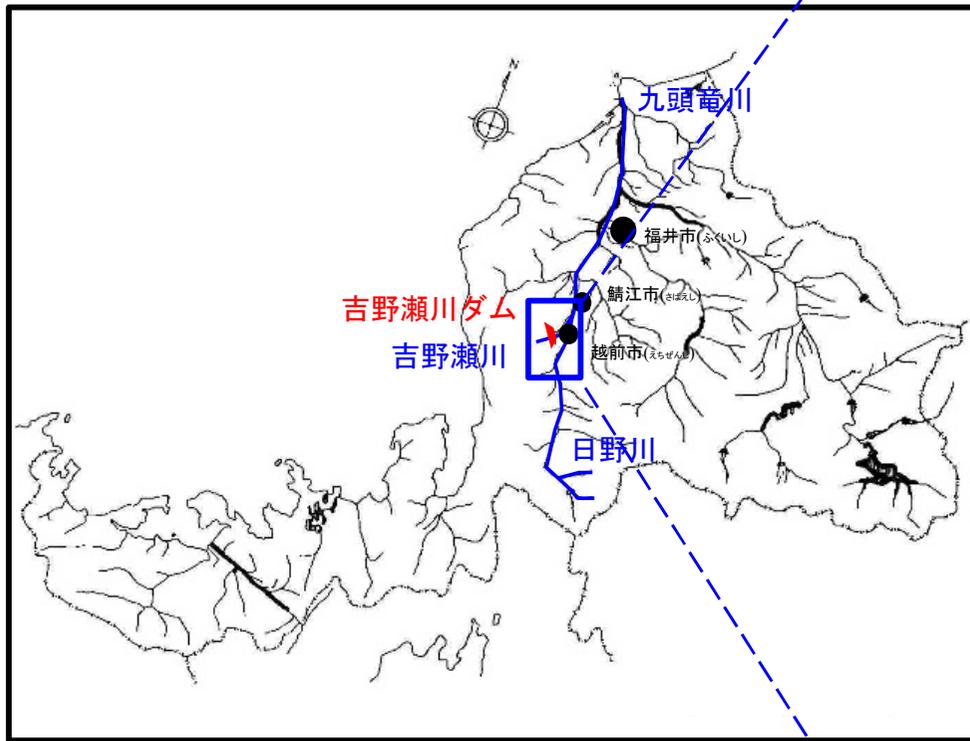
よしのせがわ  
吉野瀬川ダム建設事業は、昭和61年度に実施計画調査に着手し、平成3年度から建設事業を実施している。令和4年度にダム本体工事の基礎掘削が完了したこと及び令和5年度の事業再評価により事業継続が確定したことから、ダムの影響が及ぶ河川の区間について、一級河川の指定の変更を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「※1. 一体として管理する区間の変更」

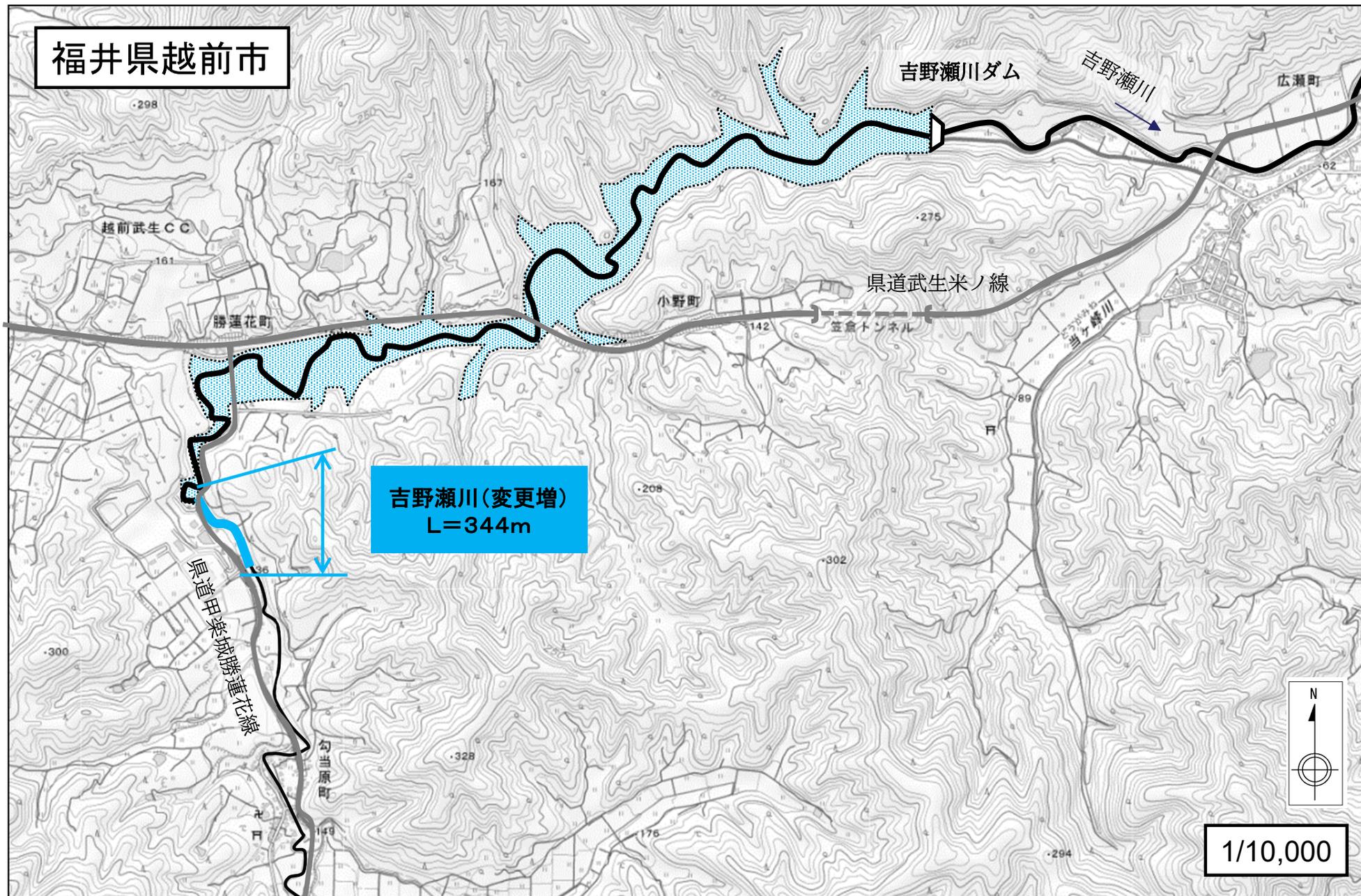
#### ～吉野瀬川指定等の経緯～

- ・ 昭和40年度 一級河川の指定（新規）
- ・ 昭和61年度 一級河川の指定（変更）
- ・ 昭和61年度 吉野瀬川ダム実施計画調査着手
- ・ 平成3年度 吉野瀬川ダム建設事業着手
- ・ 令和4年度 ダム本体工事の基礎掘削が完了
- ・ 令和5年度 事業再評価により事業継続が確定
- ・ 令和7年度 一級河川の指定（変更）

# 九頭竜川水系略図(吉野瀬川)



# 九頭竜川水系吉野瀬川 位置図



## ②遠賀川水系川端川

### 河川指定等の概要

おんががわ かわばたがわ

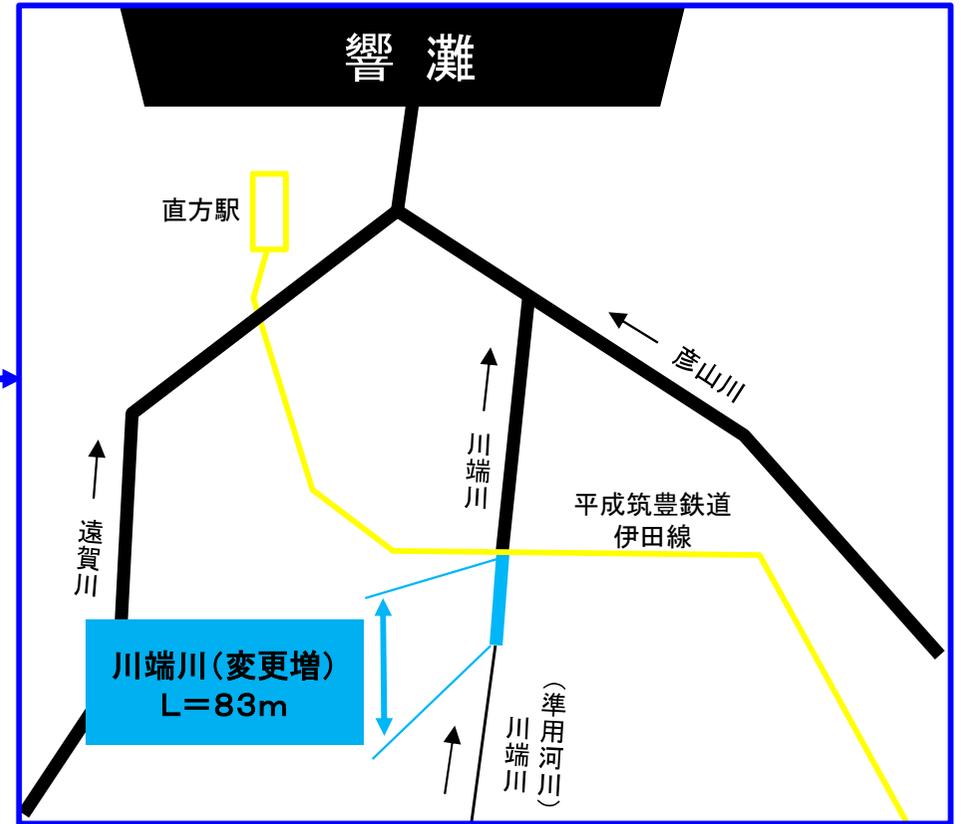
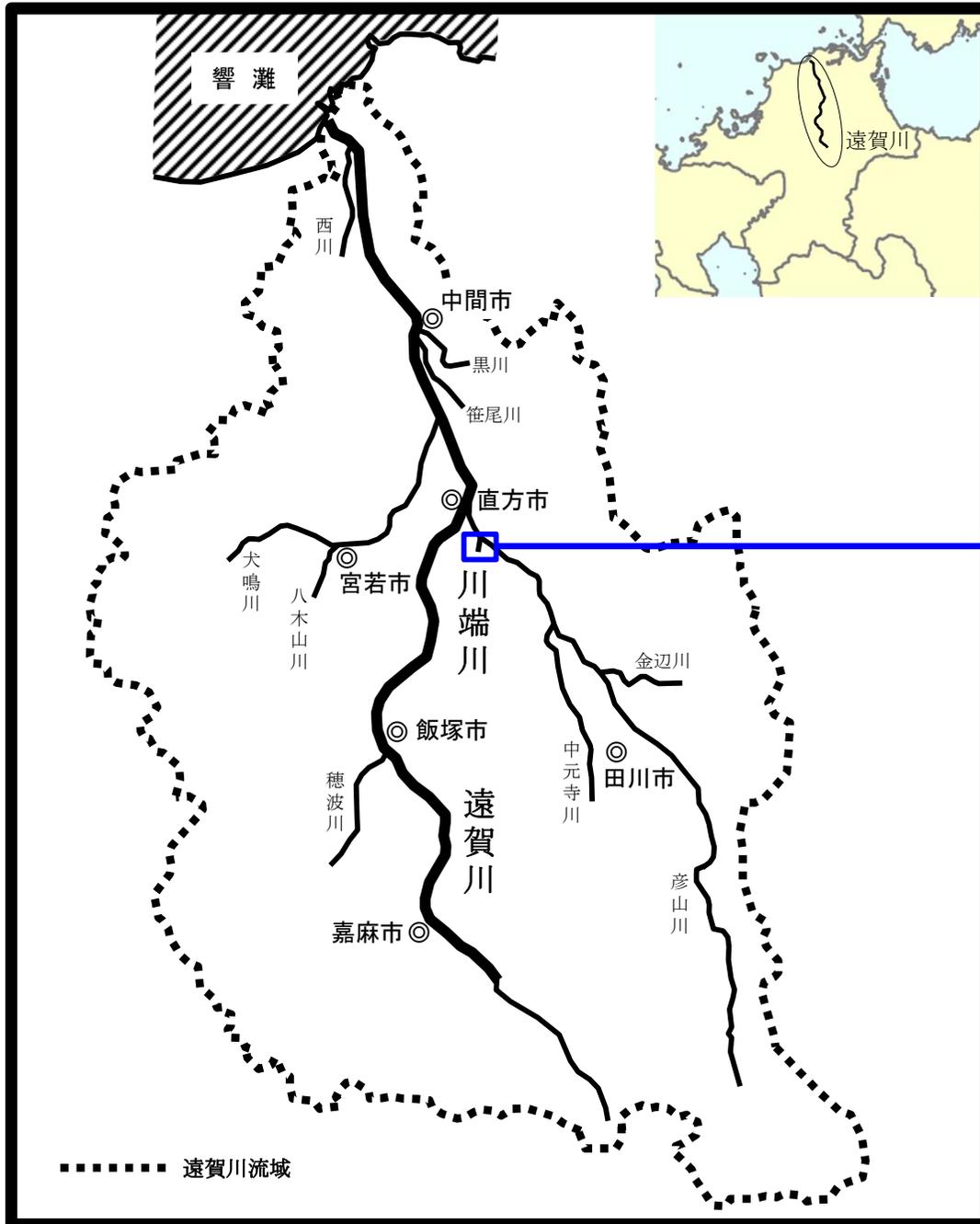
福岡県直方市の遠賀川水系川端川では、平成22年7月豪雨により浸水被害が発生したことから、洪水氾濫を防止するため、平成31年度より総合流域防災事業に着手しており、今後、現在準用河川の区間において、改修工事に着手する予定のため、一級河川の指定の変更を行うものである。

※指定にあたっての考え方:「※1. 一体として管理する区間の変更」

#### ～川端川指定等の経緯～

- ・ 昭和54年度 直方市が準用河川の指定
- ・ 昭和55年度 一級河川の指定（新規）
- ・ 平成22年7月豪雨により浸水被害が発生
- ・ 平成31年度 川端川総合流域防災事業着手
- ・ 令和7年度 一級河川の指定（変更）
- ・ 令和8年度 当該区間の改修工事に着手（予定）

# 遠賀川水系略図(川端川)



# 遠賀川水系川端川 位置図

